

令和4年12月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年12月6日(火) 午後2時30分～午後3時20分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 13名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	10	芝 順子	16	岡崎 誠
2	桑原 宏文	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
3	伊与田 真哉	13	土居 忠栄	18	福留 宜彦
6	安藤 久徳	14	清水 優志		
8	遠地 美千代	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之	7	宮地 浩
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	井上 靖好	7	谷崎 容子	12	伊勢脇 精藏
5	加用 雅啓	9	山本 官	19	畠中 温喜

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	係長 (西土佐地域担当)	田辺 秀樹
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(9件)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(6件)
 報告事項
 その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和4年12月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号7番 谷崎 容子 委員、議席番号9番 山本 官 委員、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号19番 島中 温喜 委員の6名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中13名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員、岡本 尚子 委員より欠席の届出がありました。
以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号8番 遠地 美千代 委員、議席番号10番 芝 順子 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページ、3ページになります。

番号1。土地の表示は、森沢字二反切レ 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の60歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約500メートルの距離となっております。耕作面積は72アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地では現在水稻の耕作をしていますが、取得後も譲受人が水稻の耕作を続け、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号2。土地の表示は、具同字尾崎 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴36年の78歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と妻、息子、息子の妻の4人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5メートルの距離となっております。耕作面積は30アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

申請地では現在、季節野菜を耕作しており、取得後も引き続き、譲受人が季節野菜を耕作し農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

続きまして、番号3。土地の表示は、深木字乗棚 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴5年の67歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴55年の姉の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、管理機を所有しているとのこと

です。申請地は自宅から5分ほどの距離となっております。耕作面積は90アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、現在、譲受人は水稻と季節野菜の耕作をしていますが、申請地を取得後は譲受人が季節野菜の耕作を続け、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、3件について農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。1番ですが、先ほど事務局からも説明がありました。11月25日、譲受人と会い聞き取り調査をしました。申請地の状況ですが、耕作している農地です。譲受人は認定農業者で、既に保有している農地についても効率的に耕作していると思います。申請地についても効率的に利用して耕作を行うと認められます。周辺地域の農業上の利用に影響はないと思われま

◆議長（福留会長）

「1番の関係委員」の岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。事務局の説明の通りです。11月28日に譲受人と面談いたしまして、季節野菜それから果樹もやってみたいということで、引き続き畑として使うということです。労働力のところにもありますけど、4人ということでありまして、引き続きの農地として使うということに間違いございません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

11月29日に現地確認に行きましたが、特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」の加用委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

3区の宮崎です。12月4日に現地を見に行きました。先ほど事務局から報告があったとおり、今まで作っていたところですので特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。番号1。土地の表示は坂本字皇子ノ前 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、八東地区担当の加用委員と宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を建築するものです。場所については坂本集会所より北東に70mほどに位置する農地で、申請地の北側は宅地、南側は市道、東側と西側は農地ですが、所有者からは転用の同意を得ています。雨水

については自然浸透で処理し、生活排水は発生しないため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでもあります。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」の加用委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

この件に関しまして、事務局と現地立会いしました。特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5～10ページになります。

番号1。土地の表示は森沢字中ミサイヂ 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前

のスクリーンとお手元のタブレット3、4ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に山林となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号2。土地の表示は具同字カヂヤタ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請者立会の現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット5、6ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に宅地となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号3。土地の表示は田野川字カラキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、後川地区担当の山本委員と武井推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7、8ページをご覧ください。現地は宅地と原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に宅地と原野となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号4。土地の表示は中村丸の内、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9、10ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも課税の状況等を確認したところ、申請地は平成16年時点で宅地での課税となっており、また平成14年時点の航空写真では既に宅地として使用されており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号5。土地の表示は荒川字土居森、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に庭先として使用されており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号6。土地の表示は古津賀字枯木ケサコ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット13、14ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では申請地上に車庫・倉庫が建築されており、課税等の状況も平成18年度から宅地での課税となっており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号7。土地の表示は勝間字南向ヒタ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、大川筋地区担当の伊与田委員と武井推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット15、16ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では原野（山林）となっており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号8。土地の表示は井沢字アチマメ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット17、18ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では建築物があり、現在はその建築物を取り壊し、新築住宅が建築され既に入居済みとなっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号9。土地の表示は川登字大舟木他、以下地番等、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日に会長と事務局で現地に向かい、大川筋地区の伊与田委員と武井推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット19、20ページをご覧ください。現地は山林と原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では山林と原野となっており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、2231番1・2240番口・2241番2は人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。また、2241番ニ・2054番1は耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。11 月 28 日、会長、事務局、岡本推進委員、申請代理人で現地調査をしました。事務局の説明の通りですが、昭和 40 年頃植林し現在もこの木が生育していることから人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

◆議 長（福留会長）

「1 番の関係委員」の岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。続きまして、「2 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15 番、具同地区担当正木です。事務局の説明の通りで、11 月 28 日に事務局、会長他と現地を確認しました。写真のとおり既に建物が建っておりまして、農機具倉庫とか作業の倉庫とかということでございまして、転用されてから 15 年は経過しております。農地への復旧については困難ですので、非農地として適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

11 月 28 日の夕方に現地を確認しました。私の家の近くでよく知っている場所です。非農地証明の交付については、特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、3 番の関係委員の山本委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

山本委員から依頼を受けておりますので、現地確認報告書を代読させていただきます。

11 月 28 日に福留会長と事務局、武井推進委員そして申請者代理人立会いで現地調査を行いました。事務局から説明がありましたが、申請地の 2122 番 1 の一部に昭和 50 年ごろ車庫を建てており、他は 35～36 年前の土地改良で切り取りが行われ現況は雑種地となっていて耕作は困難と見ました。また、2124 番 2 は、50 年位前に庭園を造った際に花木等が植えられ車庫と庭園及び自宅の進入路の一部として使用されているので耕作は不可能と見ました。よって申請された 2 件については農地行政上も特に支障はなく、非農地証明については適当と考えます。以上です。

私からの意見としましては、申請地は長年耕作放棄地となっており、また圃場の地形が、横幅が短くて細長い裏山に沿った形状で山の陰地となっております。土壌は砂利混じりのために耕作は困難で長期間の耕作放棄となっ

ている理由の一つです。圃場前の水田が山の陰にある田であり、畑の土壌の砂利を削りとして田を埋め立てた経緯がありました。こういう状況から判断しまして非農地証明の申請は妥当と考えました。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

議席番号 16 番、中村地区担当の岡崎です。11月28日、会長、事務局、申請代理人、宮地推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明の通りですが、私が見た現地はアパートらしい家屋と、少しの家庭菜園がありましたが、これは問題ない程度です。そして桜の木の横にはコンクリートを打ち、駐車場のようなものがありました。前の道路は4メートル道路です。以上のことから、非農地証明事務処理要領に基づき非農地証明について適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

11月28日に事務局、岡崎委員と現地確認をしました。農地への復旧は困難だと思いますので、非農地証明の交付は適当だと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。11月28日、会長、事務局、岡本推進委員、申請代理人と現地調査をしました。昭和の初期の頃より花木を植樹して宅地の庭として利用していたということで、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と判断しました。以上です。

◆議 長（福留会長）

「5番の関係委員」の岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「6番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。6番申請地について報告いたします。11月28日、農業委員会関係者ならびに申請関係者とで現地確認を行いました。申請地は昭和60年頃から現在に至るまで車庫・倉庫が建っています。建物の裏に家庭菜園が少しありますが、土地全体をみると宅地として長らく利用しているようです。状況をみるに、

農地への復旧は非常に困難であると思います。以上のことから、非農地証明については適当と考えられます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

11月28日の夕方に現地確認しました。こちらは私の母の家のすぐ近くで、よく知っている場所ですので、特に非農地証明を交付するにあたっては問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「7番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当）

議席番号3番、大川筋地区担当の伊与田です。11月28日、事務局、武井推進委員と現地確認に行きました。現地は約3,200㎡の中に30個くらいの田んぼがあった場所で、20年くらい前までは田んぼとして耕作していたようですが、もう荒地となって雑草・雑木が生えておりまして、農地に復旧することは困難だと思われます。非農地証明交付にあたっては特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

大川筋担当の武井です。11月28日に現地確認をいたしました。現地の状況は、山の谷間にひらかれた3,000㎡あまりの土地であります。20年ちかく耕作はなされておらず雑草・雑木が繁茂する原野となっていて、農地への復旧は非常に困難と判断いたしました。よって、非農地証明は適当であろうと感じております。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「8番の関係委員」の畠中委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

28日に現地を見に行きました。私も適当だと思いましたので報告いたします。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「9番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当）

議席番号3番、大川筋地区担当の伊与田です。11月28日に事務局、武井推進委員と現地確認に行きました。現地は先ほど事務局が言ったとおり、2231番1と2240番口、2241番2は人為的に転用されて15年以上経過しております。2241番二と2054番1は耕作放棄されておまして、20年どころの耕作放棄ではなく、雑木等が生えていたりしておまして、農地に復旧することは困難だと思いました。非農地証明には適当であると思われまます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

大川筋担当の武井です。行政書士、会長、伊与田委員、事務局で現地確認を行いました。現地は道路拡張工事を大々的にやっているところがございます。小神田は資材置場として利用を予定しているということですが、大舟木の圃場では一部まだ解決していないところもあるそうですが、申請地はそれぞれ20年、25年以上耕作放棄地として経過しており、山林・原野の現状では非農地証明はやむを得ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は11ページ、農用地利用集積計画書（案）は12ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は四万十市内の認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの21ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年となっております。

それでは2番・3番・4番について説明いたします。借受人は愛媛県愛南町で柑橘類の果樹栽培を行っている法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は3名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの22ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和5年1月1日から令和14年12月13日までの10年となっています。

それでは5番について説明いたします。借受人は四万十市内の認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和4年12月6日から令和12年12月5日までの8年となっています。

それでは6番について説明いたします。借受人は四万十市内の認定新規農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの24ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和4年12月6日から令和9年12月31日までの約5年となっています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番～4番の関係委員」の畠中委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。推進委員から意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

3区の宮崎です。11月4日に現地確認に行きました。1番ですが、作物についてサツマイモと書いていますが、隣にイモを植えていたようで既に引いた形跡がありましたので、畝を増やしてサツマイモを作るのではないかと思います。2・3・4につきましては、株式会社ミカン職人がミカンを植える段取りをしているように思いました。特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15 番、具同地区担当正木です。5 番についてですが、貸付人が私の家の近くの人ということもありまして、ハウスが建っているところ、今現在もハウスがあります。借受人の方に貸すという話しです。借受人は農業研修が終わって、新規就農者となり、ハウス栽培のショウガで経営するという事です。貸付人、借受人とも面談いたしまして、その事情については間違いないということでございます。この計画は適当だと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

貸付人の方はなかなか電話しても連絡が取れなかったもので、借受人の方と昨日話をしました。ここに書いていることで間違いないそうで、今はハウスには何も植わってないですが、来年からショウガを植えるということでした。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「6 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 1 番 篠田委員（薮ケ市・須崎・大宮上中下地区担当）

議席番号 1 番、大宮・須崎・薮ケ市担当の篠田です。概要につきましては事務局説明の通りです。12 月 4 日に宮地推進委員とともに、借受人から説明を現地で受けました。現地は稲を刈ったままの状態なので、借受人としてはすぐにもハウスの移設を行いたいとのことでした。借受人は地域でも期待されている認定新規就農者です。作物につきましては、米ナス・水稻と書いてありますが、連作障害が出ない限りは期間すべてを米ナスで計画しているとのことでした。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（浩）委員（須崎地区ほか担当）

12 月 4 日に篠田委員と現地へ行きました。条件は良さそうなところでしたけど、大雨の時に水没したことが何回かあるということでしたが、そこで何とか頑張るというお話でした。とても若い方でしたが、積極的に農業に取り組む姿勢がみられて大変良かったと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

5番の支払い金額が150,000円となっていますが、これは間違いはないですか。

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

借受人本人にも確認しましたが、金額は間違いはないと思います。以上です。

○事務局

事務局から補足ですが、ハウスでの栽培ということで金額的には高い金額の設定となっています。以上です。

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農地利用集積計画（案）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地形状変更完了届出書の提出が1件ありましたので、現地調査の結果を報告いたします。

これは、8月総会で報告しました森沢の形状変更の件ですが、完了届出書の提出に伴い、11月28日に現地調査を行いました。

なお、届出内容は農地形状変更指導要領第3条に規定する基準に適合しており、果樹（すもも）の作付けがなされ、耕作を開始したことを確認しましたので報告します。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で、事務局からの報告が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

◇議席番号8番 遠地委員（藤ノ川地区担当）

24日に高知県農業委員女性ネットワークというので、中国・四国ブロックの研修会に参加させていただきました。そのご報告をさせていただきます。新規就農の紹介や女性委員登用の現状をお聞きしましたが、全国で12パーセントくらいということでした。最近女性の農業者が増えてきてまして、農産物の販売形態が変わってきたと。

皆さんお気づきだと思いますが、以前は大量生産し市場流通から少量多品目生産、直売所市場、商品加工の6次化が進んできたということをお聞きしまして、女性の力が今頃になって生きてきたなと思いました。それから今まで何度か意見として言わせていただけてきましたが、農業委員の見える化ということで、他県では帽子を被るとか腕章をされるとか同じ色のポロシャツを着るとかということもどうだろうかという意見もありました。すでに実施されているところもあるということです。これは事務局で考えていただかないと経費がかかることですので、一応ここでお知らせをいたします。それからもう一つ、コロナ禍の為に半日の研修でしたので、いつも前日から行きまして1日研修させていただいて、他県の委員との交流もできるのですが、今回は朝出て昼からの研修でしたので、そういうことが出来なかったのはとても残念ですが、往復の車中で県内の委員と現状とか普段の活動の様子をお聞きでき、その点では勉強になったと思っています。これからの私たちの活動にも生かしていけたらと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

腕章とか帽子は全部有料ということになっていますので、以前言われた方もおりましたが、みんな買わないといけないので、それはうちはやっております。

他に何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。



四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年12月6日

議長 福留宣彦

署名委員 遠地美千代

署名委員 笠 順子